

海軍公報 (部内限) 第四千六百四十三號

海軍大臣官房

昭和十九年三月十七日(金)

○ 令 達

官房第三〇一號
舊第一百號哨戒艇ヲ雜役船ニ編入シ其ノ船名、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十九年三月十五日

海軍大臣

船名	船種	所屬	定數別	記事
特第一號練習艇	練習艇	海軍水雷學校	臨時附屬	舊第一百號哨戒艇

官房第六一號

在外海軍部隊艦船臨時給與令施行細則第七條ノ二ニ依リ給與スル糧食ハ給與ノ都度領收證ヲ徴シ供給拂トシテ整理スルコトヲ得
本令ハ昭和十九年一月十二日以降ノ給與ニ付之ヲ適用ス

昭和十九年三月十六日

海軍大臣

官房第六二號

大東亞戰爭中艦營需品經理規程及燃料經理規程ノ規定ニ依ル平常用及行動用ノ區分ハ之ヲ行ハズ
昭和十九年三月十六日

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

海軍大臣

海軍公報 (部内限) 第四千六百四十三號 昭和十九年三月十七日

三七一

0393

官房需第六三號

當分ノ間海軍軍需部ハ昭和十八年官房經第一一七八號ニ依ル航空糧食品ヲ左記ニ依リ在庫ノ糧食品中ヨリ海軍航空技術廠又ハ海軍航空廠通常物品會計官吏ニ繰替供給スルコトヲ得

昭和十九年三月十六日

海軍大臣

一 海軍軍需部ニ於テ在庫品ノ繰替供給ヲ爲シタルトキハ三箇月分ヲ取纏メ別紙様式第一ニ依ル繰替供給通報三通ヲ調製シ供給先及所管ノ海軍經理部ヲ經由ノ上一通ハ海軍省經理局ニ、二通ハ海軍省軍需局ニ之ヲ送付スルモノトス

二 海軍軍需部ト遠隔ノ地ニ在ル海軍航空技術廠又ハ海軍航空廠ニ對シテハ其ノ最寄海軍航空隊ノ在庫品ヲ供給スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ供給シタル海軍航空隊ハ其ノ品種數量ヲ所管海軍軍需部ニ還納ノ手續ヲ爲シ當該海軍軍需部ニ於テ繰替供給シタルコトニ整理スルモノトス

三 海軍省軍需局ニ於テ第一號ノ通報ヲ受ケタルトキハ繰替供給ヲ爲シタル額ニ付海軍航空本部トノ間ニ

於テ豫算移用ノ手續ヲ爲スモノトス
前項ノ手續ヲ以テ繰替供給ニ對スル補填ニ代フルモノトス

四 海軍省軍需局ニ於テ前號第一項ノ手續ヲ爲シタルトキハ別紙様式第二ニ依ル繰替供給補填通報ヲ海軍省經理局ニ送付スルモノトス
(別紙二葉添)

(參照) 昭和十八年官房經第一一七八號(昭和一八、一〇、二九海軍公報(部内限))

官房需機密第九一號

海兵團設立準備委員ニ要スル消耗品ハ臨時軍事費、臨時軍事費、營繕費、作場費支辨トシ必要ニ應シ海軍軍需部貯藏品ノ艦營需品消耗品ヲ準備委員ニ一時繰替供給スルコトヲ得

昭和十九年三月十六日

海軍大臣

官房空機密第一一號ノ一七五

昭和十九年三月十六日

海軍大臣

横須賀、吳、鎮守府司令長官
 佐世保、舞鶴、警備府司令長官
 大湊、海軍機關學校長
 高松、海軍機關學校長
 海軍兵學校長、海軍機關學校長
 兵器簿ノ件通達 殿

飛行長主管第一類兵器簿中左記ノ通改正ス

記

○	特種油	油壓装置用	厩
○	メタノール		厩
○	グリース	プロダクト	厩
○	ヴァキュームモビール	グリース	厩
○	スパーギヤール	ブリカント	厩
○	時計油		瓦
○	グリース		厩

品名數量
削除ス

軍務一機密第二四四號
 昭和十九年三月十三日
 海軍省軍務局長
 海軍省軍務局服務海軍少將 鶴岡信通殿
 海軍省軍務局服務中ノ任務ニ關スル件訓令
 貴官當局服務中關係各部ト緊密ナル連絡ヲ保持シ魚雷
 艇ノ建造整備及關係員ノ教育訓練ノ狀況ヲ調査シ之ガ
 急速整備、使用ニ關スル具體策ヲ考究シ魚雷艇戰備ノ
 促進ニ任ズベシ

兵備四第一二二號
 昭和十九年二月二十八日
 海軍省兵備局長
 各關係廳長殿
 健民修鍊ニ關スル體力手帳記載方法ニ關
 スル件照會
 首題ノ件ニ關シ厚生省健民局長ヨリ別紙寫ノ通通報有
 之候條可然取計相成度

(別紙)
 健發第四六號
 昭和十九年一月十七日

○通牒

海軍公報(部内限)第四千六百四十三號

昭和十九年三月十七日

三七三

0395

海軍省兵備局長殿

厚生省健民局長

健民修練ニ關スル體力手帳記載方法ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通國ノ事業關係應ニ對シ通報致置候就テハ貴管下關係各廳ニ於テモ右ニ準ジ御取扱相成様可然御配意相煩度此段得貴意候

(別紙)

健民修練ニ關スル體力手帳ノ記載方法

健民修練ニ關スル體力手帳ノ記載ハ左ニ依ルコト

一 體力検査ニ於テ健民修練ノ要アリト判定セラレタル場合ノ記載ニ關スル事項

1 記載方法

(イ) 筋骨薄弱者ト判定シタル場合「要修練(イ)」ト記載スルコト

(ロ) 結核發病ノ虞アリト判定シタル場合「要修練(ロ)」ト記載スルコト

(ハ) 極メテ輕症ナリト判定シタル場合「要修練(ハ)」ト記載スルコト

2 記載ノ場所

検査記事欄ノ末尾「指導ニ關スル記事」欄トス

3 記載スベキ者

體力検査施行者

二 健民修練所入所ノ指示ヲ爲シタル場合ノ記載ニ關スル事項

1 記載場所

「法第十一條ノ指示、法第十二條ノ處置命令ニ關スル記事」欄トス但シ學生生徒ニ付テハ「體力ニ關スル參考記事」欄トス

2 記載方法

健民修練所入所ヲ命ズ

3 記載スベキ者 廳長

體力検査施行者(則第五十八條參照)

三 右指示ニ基キ健民修練所ニ入所シタル場合ノ記載ニ關スル事項

1 記載場所

前項ト同欄トス

2 記載方法

例

(イ) 年 月 日何健民修練所ニ入所

(ロ) 入所當時ノ狀況

身長 種、胸圍 種、體重 疋

0396

尚右ノ外筋骨薄弱者ニ對シテハ機能検査、肺活量、背筋力(體力章檢定種目等)ノ主ナルモノニ付記載シ結核要注意者ニ對シテハ健康診査ノ主ナル所見ヲ記載スルコト

(ハ) 退所時ノ狀況 右ニ準ズ

(ニ) 退所時ノ主ナル指導事項

一 何々 一 何々

(ホ) 年 月 日何健民修練所修了(中途)退所

3 記載スベキ者
健民修練所長又ハ指導醫(則第四十五條ノ二參照)入所期間中體力章檢定会ヲ開催シタル場合

四 記載場所

1 體力章檢定ニ關スル記事欄トス

2 記載方法
「判定級」欄ニハ上級、中級、初級、級外甲、級外乙等ノ別ヲ記載シ摘要欄ニハ各種目ノ成績ヲ記載スルコト

3 記載スベキ者
健民修練所長(則第四十五條ノ二參照)

備考

體力章檢定会ノ記載ヲ爲ス場合ニ於テハ三ノハ「體力章ノ狀況」中、機能検査ニ關スル記事中體力章檢定種目ニ關スル記事ハ省略スルコト

契九機密第四八七號
昭和十九年三月十七日
海軍省經理局長

各鎮守府參謀長
大湊、大阪警備府參謀長 殿

内地部隊酒保用煙草取扱ニ關スル件申進
首題ノ件別紙内地部隊酒保用煙草取扱要領ニ依リ處理方可然取計相成度

(別紙)
内地部隊酒保用煙草取扱要領

一方 針
内地部隊酒保用煙草(以下酒保用煙草ト稱ス)ノ取扱ニ當リテハ其ノ所要量ヲ確保スルト共ニ之カ配給ノ適正ヲ期スル如ク本要領ニ依リ實施スルモノトス

二 酒保用煙草配給ノ範圍、品種及價格

(イ) 範圍
内地ニ在ル艦船部隊勤務員用ニ限ル

海軍公報(部内限) 第四千六百四十三號 昭和十九年三月十七日 三七五

0397

(ロ) 品種及買受價格

品種	煙草賣渡官署 ヨリノ買受價格	配給價格	記 事
ほまれ	定價ノ百分 ノ九六	定 價	ほまれハ下 士官兵用ニ 限ル
其ノ他	運搬費ハ支 給セラレズ		

三 酒保用煙草配給方法

- (イ) 經理局ハ專賣局ト協議ノ上各四半期毎ニ品種、數量及各地方專賣局別供給量ヲ決定シ之ヲ各海軍經理部別ニ割當ツルモノトス
- (ロ) 各海軍經理部ハ指定地方專賣局ト協議ノ上割當ノ範圍内ニ於テ煙草賣渡官署別供給量ヲ決定シ「海軍酒保用煙草割當證明書」(別紙)ヲ發行之ヲ艦船部隊酒保ニ送付スルモノトス
- (ハ) 艦船部隊酒保ハ右證明書ヲ最寄煙草賣渡官署ニ送付シ煙草ヲ購入スルモノトス
- (ニ) 歸投艦船部隊乗員上陸時用地ニ在ル外戰部隊補給用其他臨時設置セラレタル部隊用等ニ充ツル爲各海軍經理部ハ右割當ノ範圍内ニ於テ海仁會支部ニ對シ前記割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ルモノトス

各海仁會支部ハ右證明書ニ依リ酒保用煙草ノ準備購入ヲ爲スモノトス

(ホ) 各海軍經理部長ハ每四半期末配給實績ニ付調書ヲ作製シ每期經過後十日以内ニ經理局ニ送付スルモノトス

本要領ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

(別紙添)

○ 辭 令

○昭和十九年三月十五日

兼任海軍屬
海軍書記 板場 大八

(各通)
農商技師 石井 磐根
食糧管理局技手 會田 嘉一郎

第八艦隊司令部附ヲ免ス(海軍省)
專賣局技師 堀田 耕太

第八艦隊司令部附ヲ免ス(海軍省)
海軍少將 高木 惣吉

昭和十八年度海軍豫備生徒教育査閲官ヲ命ス

0398

<p>(各通)</p> <p>海軍大佐 神 重徳</p> <p>海軍中佐 岡野 千代喜</p> <p>海軍少佐 齋藤 嘉十郎</p>	<p>昭和十八年度海軍豫備生徒教育査閲官附ヲ命ス</p>	<p>(各通)</p> <p>海軍大佐 宅 和 進</p> <p>海軍中佐 三木 榮助</p> <p>同 目黒 孝清</p>	<p>第五回海軍工作廳等査察官隨員ヲ免ス</p>	<p>(各通)</p> <p>海軍中佐 小國 寛之輪</p> <p>海軍少佐 蒲 原 收</p> <p>海軍技術少佐 杉江 直己</p>	<p>第五回海軍工作廳等査察官隨員ヲ命ス</p>	<p>海軍省人事局勤務ヲ命ス</p>	<p>海軍省人事局勤務ヲ命ス</p> <p><small>海軍艦政本部附兼造 船監督助手海軍技手</small></p> <p>丹波 幸榮</p>	<p>廣海軍工廠勤務ヲ命ス(以上<small>十五回</small>同)</p> <p>軍令部部員海軍大佐 直井 俊夫</p>	<p>第一部勤務ヲ命ス(以上<small>十四回</small>軍令部)</p> <p>海軍大佐 直井 俊夫</p>	<p>參謀部第一部勤務ヲ命ス(以上<small>十四回</small>大本營海軍部)</p>
<p>海軍屬 板場 大八</p>	<p>第三課勤務ヲ命ス(以上<small>十四回</small>海軍省人事局)</p>	<p>○ 雜 款</p>	<p>○本日贈送公報第十七號發行ス</p>							

海軍公報(部内限) 第四千六百四十三號 昭和十九年三月十七日

三七七

0399

0400

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千六百四十四號

昭和十九年三月十八日(主)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房軍第三一三號

昭和十八年官房軍第一二二五號臨時魚雷艇班規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年三月十七日

海 軍 大 臣

(参照) 昭和十八年十月五日海軍公報(部内限)本欄

官房經機密第二六七號

海軍省所管臨時軍事費特別會計歳入歳出科目別冊ノ通改正シ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別冊ハ海軍省經理局長ヲシテ所要ノ向ニ配付セシム

昭和十九年三月十七日

海 軍 大 臣

○ 通 牒

官房備機密第四三號ノ一〇

昭和十九年三月十八日

海 軍 省 副 官

各 廳 長 殿

郵便物ニ關スル件通牒

昭和十八年官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メラレ候

記

附錄部隊區別符表(其ノ一)中ニ「第二魚雷艇隊」ヲ參九〇「第十五輸送隊」ヲ參九壹「第四魚雷調整班」ヲ參九貳「分院」ヲ參九參「佐鎮第一〇二特陸」ヲ參九四「第一機動艦隊司令部」ヲ參九五「南東方面航空廠第三支廠」ヲ參九六ヲ加フ

同(其ノ二)中ニ「分院」ヲ四壹「南西方面航空廠第二支廠」ヲ四貳ヲ加フ

同(其ノ三)中ニ「第六〇一航空隊」ヲ四九「第一〇八防空隊」ヲ壹壹〇ヲ加フ

海軍公報(部内限) 第四千六百四十四號

昭和十九年三月十八日

三七九

○ 辭 令

海軍屬 鈴木 實

第一課兼第二課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)

海軍主計大尉 唐崎 匡一

第一百一海軍施設部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂

ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

同 宮澤 鐵藏

右同分任出納官吏ヲ免ス(以上三同) 海軍省

經理局長)

海軍軍醫大尉 村上 省三

第十二防疫班ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(三同)

海軍主計中尉 大竹 政男

第一號海防艦ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(三同)

海運局事務官補 山田 市松

名古屋海軍監督官事務所名古屋商船部ニ要スル經費

支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

同 早川 利夫

臨時資金前渡官吏ヲ免ス(以上三同)

同(其ノ四)中ニ「第一〇九防空隊セ壹參六」「第一〇七防空隊セ壹參七」「第一一〇防空隊セ壹參八」ヲ加フ
別表海軍軍用郵便所及同派出所一覽表中第二十一海軍軍用郵便所ノ項「第二派出所 片岡灣」ヲ、第三十九海軍軍用郵便所ノ項「第一派出所 バダン」ヲ加フ
海人三機密第二號ノ三
昭和十九年三月十七日

海軍省 人事局長

關係所屬長官殿

特殊任用進級銓衡標準ニ關スル件申進

大東亞戰爭中任用進級實役停年ヲ有セザル下士官及兵(豫備員ヲ含ム)ニ對スル特殊任用進級銓衡標準別紙ノ通定メラレ候

追テ大正九年海人第五一號、同第五三號、昭和十六年海人第一號ノ一五七、同第一號ノ一九〇及昭和十六年海人召第二號ノ八五七ハ自然消滅ノ義ト了知アリ度

(別紙ハ別途關係所屬長官ニ配付ス)

(參照) 諸例則卷二、一八四頁

<p>海軍主計大尉 柏瀬 文彌 長崎海軍監督官事務所及同受持区域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス 海軍大佐 細淵 精一 資金前渡官吏ヲ免ス(以上^{三三〇四}同) 海軍軍醫中尉 濱田 青志 第十二防疫班ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス 海軍軍醫大尉 村上 省三 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上^{三三〇四}同)</p>	<p>○ 雜 款 ○司令潜水艦變更 第三十三潜水隊司令ハ二月二十七日司令潜水艦ヲ呂號第六十三潜水艦ニ變更セリ ○開隊 第二美保海軍航空隊峯山分遣隊ハ三月十五日京都府中郡口大野村ニ開隊セリ ○事務引繼 在福岡海軍監督官事務所資金前渡官吏三月一日事務引</p>
<p>繼ヲ了ス 前任 海軍大佐 平島 正實 後任 海軍主計大尉 中村 嘉人</p>	<p>○事務所撤去 第二十一警備隊(國島部隊)事務所ハ二月二十八日之ヲ撤去セリ ○正誤 三月八日附海軍公報(部内限)號外八頁下欄四行目「第百三十一設營隊附ヲ命ス」ハ「第百二十一設營隊附ヲ命ス」ノ誤</p>

海軍公報(部内限)第四千六百四十四號 昭和十九年三月十八日

海軍公報

(部内限) 第四千六百四十五號

海軍大臣官房

昭和十九年三月二十日(月)

○ 令 達

官房經機密第二七七號

昭和十六年官房機密第一二六三九號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十八日

海軍大臣

第一號中「及航空隊」ヲ、「航空隊及特設飛行隊」ニ

改ム

第二號中「千島諸島」ノ上ニ「樺太、」ヲ加フ

第四號中「又ハ樺太」ヲ削ル

第六號中「航空隊」ノ下ニ、「特設飛行隊」ヲ加フ

第六號ノ二中「艦船(第一號ノ三ニ該當スルモノヲ除

ク)部隊(特設海上護衛隊ヲ除ク)」ヲ「艦船部隊(第

一號ノ三ニ該當スルモノ及特設海上護衛隊ヲ除ク)」ニ

改ム

附 則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一號

海軍公報(部内限) 第四千六百四十五號

昭和十九年三月二十日

三八三

及第六號ノ改正規定ハ昭和十九年三月四日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

(参照) 海軍機密會計法規類集二一〇頁

官房經第二三四號

昭和十八年官房經第一九九號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月二十日

海軍大臣

第一項中「若ハ航空隊」ヲ、「航空隊若ハ特設飛行隊」ニ改ム

第二項中「千島諸島」ノ上ニ「樺太、」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一項

ノ改正規定ハ昭和十九年三月四日以後ノ給與ニ付之ヲ

適用ス

(参照) 海軍機密會計法規類集 一二四ノ一五頁

○ 辭 令

0403

○昭和十九年三月十五日

(各通)

任海軍教員

給三級俸

中西 靖忠
片山 光義

臺灣公立國民學校訓導

鶴木 一男

任海軍教員

給六級俸

菅原 偉典

任海軍技手

給六級俸

櫻井 真吾

第一百一海軍燃料廠ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(増補)

海軍省

(各通)

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(増補)

海務局港務官 山田 定男

横須賀海軍病院ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(増補)

海運局書記官 藤田 茂

海軍省事務囑託ヲ解ク(増補)

第三南遣艦隊事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(二回同)

上服 辰夫

(各通)

海軍省南方政務部事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(一回同)

毛利 秋俊

海軍省事務ヲ囑託ス(一回同)

宮中顧問官 山縣 武夫

セラベス民政部事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(一回同)

大森 保雄

海軍航空技術廠飛行機部業務ヲ囑託ス

小坂 賢二

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(一回同)

海軍航空技術廠飛行機部業務ヲ囑託ス

ニユーブリラン民政部ニ於ケル事務囑託ヲ解キボル

ネオ民政部事務ヲ囑託ス(待遇如故)(一回同)

南西方面海軍民政府事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

秋元 憲

トス	福西 正雄	同	鶴木 一男
第五海軍燃料廠鎮南浦繫船關係業務囑託ヲ解ク		海軍特務部附ヲ命ス	
千參百圓	佐藤 久宜	海軍技手	菅原 偉典
(各通)	藤原 正己	第二十四海軍建設部附ヲ命ス	
千百參拾圓	井上 才市	支那方面艦隊事務囑託	
千百參拾圓	秋保 弘	自今報酬年額貳千四百貳拾圓ヲ給ス	中島 有恒
マニラ運輸部事務ヲ囑託ス		支那方面艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(以上三九同)	中島 有恒
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限委任官		(各通)	田中 完三
待遇トス(以上三九同)	海軍軍醫大佐 川 田 理	海軍省南方政務部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク	久保田幾之助
海軍武官任用委員ヲ命ス		海軍省南方政務部事務ヲ囑託シ部内限勅任官待遇トス(以上三九同)	栗林 徳一
海軍學生銓衡委員ヲ命ス		佐世保海軍施設部工員養成所教務ヲ囑託ス	五反田 馨
海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス		但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス	
海軍依託學生生徒志願者身體検査委員ヲ命ス		(各通)	千六百五拾圓
海軍武功調査委員ヲ命ス		海軍施設本部業務ヲ囑託ス	七百貳拾圓
海軍服制研究調査委員會委員ヲ命ス	海軍教員 中西 靖忠		稲垣 春樹
能率増進對策調査委員會委員ヲ命ス	同 片山 光義		桐村 信雄
(各通)			
ボルネオ民政部附ヲ命ス			

海軍公報(部内限)第四千六百四十五號

昭和十九年三月二十日

三八五

0405

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

横尾 廣輔

高雄海軍施設部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

大木 久彌

海軍施設本部業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千五百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

青山 修三

海軍省兵備局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

石田 芳藏

舞鶴海軍工廠海軍共済組合醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

清瀬 榮三郎

姫路海軍航空隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

齋藤 吉雄

海軍省事務囑託ヲ解ク

吳 鴻、裕

海軍省事務囑託ヲ解キ支那方面艦隊事務ヲ囑託ス
(報酬 故如) 待遇

(各通)

石川 朝邦
間野 彦市
杉山 英一
明海 進

海軍技術研究所研究業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

京都帝國大學教授 館 勇
廣島文理科大學教授 三村 剛昂

海軍航空技術廠研究業務ヲ囑託シ報酬年額貳千圓ヲ贈與ス

菅原 薫

高雄警備府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

三好 富士彦

第百二海軍軍需部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

高木 榮三郎

横須賀鎮守府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

大坪 龍一

(各通)

谷本 利一
阿野 養徳

高雄警備府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

横須賀海軍病院業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

土門 喜代治
朝倉 安藏

吉澤 三九郎
落合 仁助

横須賀海軍人事部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

岡 政一
平澤 誠磨

横須賀海軍經理部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

田淵 幾太郎

佐世保海軍工廠海軍共済組合事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

藤原 榮吉

大湊警備府事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

村上 重兵衛

大阪海軍運輸部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額四千五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

海軍省軍需局ニ於ケル事務囑託ヲ解キ第百二海軍軍需部業務ヲ囑託ス(報酬如故)

海軍省經理局事務ヲ囑託ス

大木 市藏
河崎 藤重郎

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(各通)
白石 宗城
近藤 正元
岩淵 正元

海軍省軍需局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上三同)

海軍武功調査委員ヲ命ス
海軍中將 多田 武雄

地方事情査察委員會委員ヲ命ス
能率増進對策調査委員會委員ヲ命ス

海軍規格審議會議員ヲ命ス
海軍少將 上阪 香苗

海軍學生衡委員ヲ命ス
海軍豫備學生採用試験委員ヲ命ス(以上三同)

海軍施設本部附海軍技手 金子 家元
横須賀海軍施設部勤務ヲ命ス(三同)

0407

兼第三課勤務ヲ命ス	海軍理事官 中根 次郎
第一課附ヲ免シ第三課附ヲ命ス	海軍屬 逆見 繼太郎
兼第三課附ヲ命ス	同 岡田 晋
主トシテ兼務課ニ於テ服務スヘシ	同 野村 克通
(各通)	同 山口 敏行
第一課勤務ヲ免シ第三課勤務ヲ命ス	同 望月 習三
兼第三課附ヲ命ス(以上ハ海軍省人事局)	海軍主計中尉 井上 富次郎
第四課勤務ヲ命ス	同 畠中 達夫
第五課勤務ヲ命ス	同 佐藤 康輔
(各通)	同 安倍 治夫
第四課勤務ヲ命ス	同 内山 隆正
(各通)	同 藤本 包次
第五課勤務ヲ命ス	同

第四課勤務ヲ命ス	同 山本 鎮彦
第五課勤務ヲ命ス(以上ハ海軍省經理局)	同 乙竹 宏
横須賀海軍經理部霞ヶ浦支部國防献金、恤兵金、學藝技術獎勵金分任出納官吏ヲ命ス	海軍主計中尉 武藤 保
同右分任出納官吏ヲ免ス(同前同)	海軍主計大尉 竹村 直己

○ 雜 款

○ 開隊
 東京海軍通信隊戸塚分遣隊ハ三月十五日横濱市戸塚區深谷ニ開隊セリ

洲ノ崎海軍航空隊横須賀分遣隊ハ三月十五日神奈川縣横須賀市浦郷横須賀海軍航空隊内ニ開隊セリ

○ 艦隊例規ニ關スル件
 當隊二月二十五日附解隊ト相成候ニ就テハ第一艦隊例規(別冊軍艦例規ヲ含ム)及機密第一艦隊例規ノ請求竝ニ返却ニ關シテハ自今聯合艦隊司令部宛手續相成度(第一艦隊司令部)

0408

海軍公報 (部内限) 第四千六百四十六號

昭和十九年三月二十二日(水)
海軍大臣官房

○令 達

官房人機密第六〇一號

本年三月十五日現在左記上欄各隊ノ職名ヲ有スル士官、豫備士官ハ特ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ各下欄ノ相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ

昭和十九年三月十五日

海軍大臣

記

大分海軍航空隊	筑波海軍航空隊
筑波海軍航空隊	築城海軍航空隊

官房經第二三八號

昭和十七年官房第七一四二號臨時軍事費特別會計法第四條ノ規定ニ依ル物資ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和十九年三月二十日

第一號ヲ左ノ如ク改ム

海軍大臣

- 一 賣拂ヲ爲シ得ルハ各應ニ於テ現ニ保有スル物資ニシテ左ニ該當スル場合ニ限ル
 - (イ) 作戰上又ハ軍政實施上必要アル場合
 - (ロ) 軍ノ需要充足ノ爲必要アル場合
 - (ハ) 災害其ノ他特殊ノ事情アル場合

第四號ヲ削ル

第五號ヲ第四號トシ同號中「物品拂下代」ヲ「軍需品賣拂代」ニ改ム

(參照) 海軍會計法規類集一卷四〇ノ三頁

官房需第六七號

當分ノ間海上護衛ニ従事スル小艦船(千五百噸未満)ノ乗員及運航指揮官、同附ニハ昭和十八年官房需第二〇九號ニ依ルノ外左記ニ依リ糧食ヲ増給スルコトヲ得

昭和十九年三月二十日

海軍大臣

海軍公報 (部内限) 第四千六百四十六號

昭和十九年三月二十二日

三八九

0409

品	種	日額	記	事
ビタミン (A) 食	一	五〇	熱基ノ補給ヲ主目的トスルモノトス	
特種 榮養食	五〇			
特種 耐寒食	五〇			
果	汁	〇・三五	果實シロップ 粉末シロップ 實スカツシュ 乳酸飲料 凍飲料 種ニ換給スルコトヲ得	〇・〇六立 六〇・五立 〇・〇六立 〇・〇六立 〇・〇六立 〇・〇六立 〇・〇六立 〇・〇六立
備	一 本表ノ量額ハ最上限ノ給額ヲ示ス 二 本表ノビタミン (A) 食、果汁ノ増給ヲ受クル者ニハ昭和十八年官房需第二〇九號別表第一ニ依ルビタミン (A) 食、(紅茶、又ハコーヒー) 又ハ乳酸飲料ヲ増給セズ 三 本表ノ糧食ハ食料ノ支給ヲ受クル者ニ之ヲ給スルコトヲ得			
考				

(參照) 昭和十八年官房需第二〇九號 (昭和一八、九、二八海軍公報 (部内限) 號外)

○通牒

官房第一八二號

昭和十九年三月二十日

海軍省 副官

在京各廳長殿

外國公館員主催招待ノ出席者ニ關スル件
通牒

當分ノ間在京現役海軍士官ニシテ在京外國大 (公) 使館附武官共ノ他在京外國公館員等公職ニ在ル外國人ヨリ私的招待ヲ受ケタル場合出席者ハ防諜上特ニ言動ニ注意スルト共ニ其ノ先任者ハ出席者名簿及特ニ參考トナルベキ歡談要旨ヲ成ルベク速ニ海軍省副官ニ送付スルコトニ定メラレ候

軍務一第四三號

昭和十九年三月二十日

海軍省 軍務局長

在京各廳長殿

初級士官教育指導ニ關スル件申進

近時初級士官就中豫備學生、見習尉官出身士官ノ急増ニ伴ヒ其ノ敬禮、態度、行動等ニ於テ遺憾ノモノ尠カラズ勤務時間中制服ニテ市中ヲ徘徊スル者サヘ見受ケ

ラルル處決戦時局下國民ノ儀表タルベキ立場ニモ鑑ミ各部ニ於テハ此ノ上共躰教育ヲ徹底セシムルト共ニ監督指導ヲ適切ニシ之ガ是正ニ努メラレ度

教育第八二號

昭和十九年三月二十日

海軍省教育局長

海軍省構内各廳長
海軍施設本部長 殿

女子勤務員特別教育ノ件申進

首題ノ件左記ニ依リ實施ノコトニ定メラレ候
追テ昭和十八年官房第七七號決裁ニ依ル新規採用女子勤務員特別教育ノ件ハ廢止セラレ候

一 目的

男子ニ代替セラレタル女子勤務員ニ對シ戰時下海軍中央官廳勤務ノ責任ヲ自覺セシメ軍屬トシテノ堅實ナル精神並ニ躰ノ基礎ヲ涵養スルト共ニ勤務ニ直接必要ナル海軍常識ヲ與ヘ以テ職責ノ完遂ニ資セシム

二 教育時期

毎月初旬約五回（一回概ネ一時間ト豫定ス）

三 場所

舊貴族院議事堂

四 被教育者

雇員タル者總員

但シ各回各廳ノ派出區分ハ指導官之ヲ定ム

五 指導官及同輔佐官

指導官 海軍省屬員教育指導官
輔佐官 海軍省屬員教育輔佐官

六 教育項目

指導官所定

七 其ノ他

各廳ハ毎月月末迄ニ翌月ニ於ケル被教育者名簿ヲ指導官ニ送付スルモノトス

○ 辭令

○昭和十九年三月十七日

小田 勝

任海軍書記

給六級俸

○昭和十九年三月二十日

市川 市藏

任海軍書記兼海軍屬

海軍公報（部内限）第四千六百四十六號

昭和十九年三月二十二日

三九一

0411

給四級俸	平山 正美	土浦海軍航空隊附海軍助教	荒卷 俊郎
任海軍書記兼海軍屬		鹿兒島海軍航空隊附ヲ命ス	
給九級俸	遠藤 弘次	同	有馬 敏行
任海軍技手		三重海軍航空隊附ヲ命ス	
給二級俸		同	細美 徹爾
		松山海軍航空隊附ヲ命ス	
南西方面海軍民政府附ヲ命ス(海軍省)	海軍書記 小田 勝	吳海軍施設部勤務ヲ命ス	第百二海軍施設部附海軍技手 亀本 巖
海軍省人事局勤務ヲ命ス	海軍屬 市川 市藏	佐世保海軍工廠勤務ヲ命ス(以上同)	海軍技手 遠藤 弘次
海軍省經理局附ヲ命ス	同 平山 正美	依願免本官(同)	海軍技手 遠藤 弘次
海軍運輸本部附ヲ命ス	海軍書記 市川 市藏	第三部勤務ヲ命ス(海軍司令部)	海軍主計中尉 高城 一郎
海軍航空本部附ヲ命ス	同 平山 正美	第一課勤務ヲ命ス(海軍省人事局)	海軍屬 市川 市藏
横須賀海軍施設部附ヲ命ス	第百三海軍施設部附海軍書記 高木 正雄	第百二海軍經理部バリックパン支部ニ於ケル國防	海軍主計中尉 山形 登
第百三海軍施設部附ヲ命ス	海軍施設本部附海軍書記 塩見 守	献金、恤兵金、學藝技術獎勵金分任出納官吏ヲ命ス	海軍主計大尉 向井 篤一
		同右分任出納官吏ヲ免ス(以上海軍省經理局長)	

0412

<p>海軍主計大尉 町村 鐵雄 室蘭海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス 海軍技師 今村 正秋 資金前渡官吏ヲ免ス(以上^{三三}支出官 海軍省經理局長) 海軍主計中尉 峰村 秀道 驅逐艦早霜ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(三三^{三三}同) <small>マカツサル研究所 所員海軍司政官</small> 小 幡 毅 艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス 同 萩野谷 常雄 右同分任出納官吏ヲ免ス(三三^{三三}同) 海軍主計中尉 伊藤 熊十 第一課勤務ヲ命ス(三三^{三三}海軍省軍需局)</p>	<p>○開隊 第二郡山海軍航空隊ハ三月十五日福島縣安積郡永盛町日出ノ山ニ開隊セリ</p>
<p>○旅行順路 當隊ヘノ旅行順路(轉勤、赴任共)ハ郡山驛下車陸路六軒(徒歩一時間)トス (第二郡山海軍航空隊)</p> <p>○事務引繼 在長崎海軍監督官事務所資金前渡官吏三月十三日事務引繼了ス 前任 海軍大佐 細淵 精一 後任 海軍主計大尉 柏瀬 文彌</p> <p>○事務開始 海防艦草垣艦裝員事務所ハ三月十五日横濱市鶴見區辨天町日本銅管鶴見造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ 第六五二海軍航空隊ハ三月十六日岩國航空基地ニ於テ事務ヲ開始セリ</p> <p>○正誤 三月二十日附海軍公報(部内限)辭令欄三八五頁下段四行目第二十四海軍建設部附ヲ命スノ下ニ(以上^{三三}同)ヲ加フ</p>	<p>○雜款</p>

海軍公報(部内限)第四千六百四十六號 昭和十九年三月二十二日 三九三

0413

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千六百四十七號

昭和十九年三月二十三日(木)

海軍大臣官房

○令 達

官房人第三一八號

大東亞戰爭中特務士官、准士官、下士官及兵長ノ増俸
停年及増俸期日ニ關スル特例左ノ通定ム

昭和十九年三月二十一日

海 軍 大 臣

一 増俸停年ハ海軍武官増俸規則第二條及昭和四年達
第五十號第一號ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ依ル

(イ) 特務士官タル
各科 大尉 二年

(ロ) 特務士官タル
各科 中尉 一年

(ハ) 特務士官タル
各科 少尉 一年

(ニ) 准 士 官 三級俸ニハ六月、二級俸ニハ一
年、一級俸ニハ二年

(ホ) 上 等 下 士 官 三級俸ニハ六月、二等俸ニハ一
年、一級俸ニハ一年六月

海軍公報(部内限)第四千六百四十七號

昭和十九年三月二十三日

三九五

(一) 一 等 下 士 官 六 月
二 等 下 士 官 六 月
兵 長 二 年

二 増俸期日ハ海軍武官増俸規則第九條ノ規定ニ拘ラ
ズ六月一日及十二月一日トス

官房人機密第六六三號

本年官房人機密第二七八號第一號表記事欄中「相浦海
兵團」ヲ「針尾海兵團(假稱)」ニ改ム

本年官房人機密第二七九號第三號(イ)及(ロ)中「相浦海兵
團」ヲ「針尾海兵團(假稱)」ニ改ム

昭和十九年三月二十二日

海 軍 大 臣

(参照) 昭和十九年三月四日本欄

官房經第三四一號

海軍兵備品會計規程戰時特例中左ノ通改正ス

昭和十九年三月二十二日

0414

海軍大臣

第一條中「特設海軍病院」ノ下ニ「特設海軍建設部」ヲ加フ

(参照) 會計法規類集四卷一六三頁

官房空機密第八一三號

昭和十八年官房空機密第一九三七號中左ノ通改ム

昭和十九年三月二十二日

海軍大臣

爆彈ノ項中「第一又ハ」ヲ削除ス

○通牒

軍務一機密第二六九號

昭和十九年三月二十日

海軍省軍務局長

關係廳長殿

在京外國公館トノ書類往復ニ關スル件申進

從來在京外國公館トノ書類(主トシテ軍需品等ノ請求又ハ領收書等)ヲ直接當該公館ト往復セラルル向アルモ右ハ機密保持上遺憾ノ點アルノミナラズ對外關係處

理上願慮ヲ要スベキ點アルニ付自今此ノ種書類ハ總テ海軍省副官經由ノコトニ定メラレ候條可然取計相成度

軍需二機密第三四四號

昭和十九年三月二十日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

海軍兵備品會計規程戰時特例等ノ施行ニ伴

フ燃料經理規程ノ施行方ニ關スル件通牒

官房經第一〇三二號ニ依ル首題特例施行ニ伴フ燃料經理規程ノ施行方其ノ他ニ關シテハ左記ニ依リ處理相成度

追テ告達豫算、告知豫算ニ關スル規定ハ昭和十六年官房機密第一一五六號ニ依リ處理ノ要ナキモノニ有之候

記

- 一 第三條ノ規定ニ依ル整理ハ之ヲ行ハザルモノトス
- 二 兵備品取扱主任又ハ兵備品補給主任其ノ保管スル燃料中ニ品質變化シ固有ノ品種トシテ使用スルニ適セザルモノ若ハ棄却ヲ要スルモノヲ生ジタルトキ又ハ亡失アリタルトキハ第三十三條ノ規定ニ拘ラズ所

0415

屬長ノ指揮ヲ受ケ處分スルモノトス

三 兵備品取扱主任又ハ兵備品補給主任燃料ノ受入ヲ要スルトキハ第二十六條ノ規定ニ拘ラズ特ニ事情アル場合ヲ除キ豫メ供給票ニ通テ調製シ之ヲ兵備品會計官吏ニ送付シ請求スルモノトス

四 兵備品取扱主任又ハ兵備品補給主任他ノ兵備品取扱主任又ハ兵備品補給主任ト燃料ノ受授ヲ爲シタルトキハ第二十八條ノ規定ニ拘ラズ供給拂トシテ處理スルモノトス

五 兵備品取扱主任又ハ兵備品補給主任海軍省經理局長又ハ他ノ契約擔任官ノ契約ニ係ル燃料ヲ直接受入レタルトキハ第三十一條ノ規定ニ拘ラズ納票ニ依リ受入ヲ爲シ受入ノ場所、月日、品種、數量、納入者其他必要事項ヲ海軍省軍需局長及當該契約擔任官ニ直ニ通報スルモノトス

六 第三十八條ニ依ル燃料豫算決算表(様式第十七號)ノ提出ハ之ヲ要セザルモノトス
但シ艦船部隊ノ長ハ年度初頭保有量、年度内ニ於ケル供給受及供給拂ノ數量、月日、受拂先、年度末保有量、差引消費量ヲ適宜様式ニ依リ品種別ニ調製シ年度終了後所管又ハ所屬軍需部長ニ通報スルモノトス

ス

七 左ノ各條中兵備品取扱主任ニ關スル規定ハ之ヲ兵備品補給主任ニ準用スルモノトス

第二十四條、第二十五條、第二十九條、第三十四條
八 左ノ各條ノ規定ニ依ル通報ハ之ヲ要セザルモノトス

第十三條第二項(様式第二號)、第二十條、第二十七條(様式第九號)、第三十條(様式第十二號)、第三十五條

○ 辭 令

軍令部出仕海軍中佐 皆川 延利

第一部第十二課勤務ヲ命ス(海軍省軍令部)

海軍主計少尉 堀井 秋男

第一課勤務ヲ命ス(海軍省人事局)

海軍主計少尉 高橋 惣吉

第一課勤務ヲ命ス(海軍省)

海軍主計大尉 河合 斌人

海軍主計中尉 高村 健二郎

第六課勤務ヲ命ス(海軍省經理局)

海軍公報(部内限) 第四千六百四十七號

昭和十九年三月二十三日

三九七

0416

昭和十九年官房艦機密第一三二八號訓令ニ據ル實驗
委員長ヲ命ス

海軍少將	渡邊 清七(氣象部)
海軍大佐	大田 香苗(氣象部)
同	小林 淑人(空技廠)
同	木村 行藏(艦本)
同	中野 實(空技支廠)
同	木田 達彦(航本)
海軍中佐	植村 正夫(艦本)
同	安井 保門(同)
同	山田 盛重(軍令部)
同	藪川 龜郎(航本)
同	石渡 博(軍務局)
海軍少佐	飯田 久晝(氣象部)
同	橋口 喬(空技廠)
同	北里 又郎(相廠)
同	岡 幸昌(空技支廠)
海軍大尉	高鷲 忠雄(中)
同	村田 芳雄(霞)
同	森野 米三郎(舞)
同	長嶋 留藏(館)
海軍中尉	

(各通)

海軍技術大佐	池谷 増太(空技支廠)
同	小川 寛一(相廠)
海軍技術少佐	足達 左京(氣象部)
海軍技術大尉	田中 清(相廠)
同	菅原 成徳(空技支廠)
同	黒澤 弘正(同)
同	横河 安雄(同)
同	門馬 佐太郎(相廠)
海軍技師	藤井 義之(氣象部)
同	渡邊 謙治郎(同)

昭和十九年官房艦機密第一三二八號訓令ニ據ル實驗
委員長ヲ命ス

(各通)

海軍技手	五味 六郎(氣象部)
同	根本 順吉(同)
同	小池 虎明(相廠)
同	齋藤 哲男(空技支廠)

昭和十九年官房艦機密第一三二八號訓令ニ據ル實驗
委員長附ヲ命ス(以上皆同海軍氣象部)

○ 雜 款

0417

○送迎自動車ニ關スル件
 從來當隊ニ來隊ノ際博多驛（當隊ヨリ二十軒）ニ迎送
 自動車ヲ要望セララルル向アルモ當隊最寄省線驛ハ筑前
 新宮驛（當隊ヨリ八軒）ニ有之特別ノ場合ノ外同驛迄
 派出ノコト、致居候ニ付了知相成度
 尙省線香椎驛ニテ西日本鐵道香椎線ニ乗換ヘ海ノ中
 道驛（當隊前）下車ノ順路至便ニ付可成同鐵道（但
 シ三等車ノミ）利用相成度
 （博多海軍航空隊）

○改稱
 吳海軍施設部内ニテ設立準備中ノ第四海軍施設部増強
 第一部隊同第三部隊ハ三月一日附夫々第二六設營隊、
 第二一七設營隊ト改稱セリ

○開隊
 高知海軍航空隊ハ三月十五日高知縣香美郡日章村ニ開
 隊セリ
 宇野線經由土讚線後免驛下車
 三重海軍航空隊西ノ宮分遣隊ハ三月十五日兵庫縣西ノ
 宮市上ヶ原ニ開隊セリ
 下車驛
 (二)(一) 東海道線西ノ宮驛（徒歩約一時間）
 京阪神急行電鐵今津線甲東園驛又ハ仁
 川驛下車（徒歩約十五分）

當隊福山分遣隊並ニ西條分遣隊ハ本月十五日左記ニ開
 隊セリ
 追テ一 同分遣隊附ニ補セラレタル者ハ直接同隊ニ
 赴任セシメラレ度
 二 同分遣隊關係書類ハ同隊宛直送ノ事ニ取計
 相成度
 記

詫間海軍航空隊福山分遣隊 廣島縣深安郡大津野村
 （山陽本線大門驛下車徒
 歩約四十分）

同 西條分遣隊 愛媛縣周桑郡吉井村
 （豫讃線伊豫小松驛下車
 徒歩約一時間）
 （詫間海軍航空隊）

○事務開始
 驅逐艦冬月艦裝具事務所ハ三月四日舞鶴海軍工廠内ニ
 於テ事務ヲ開始セリ
 第三十三警備隊事務所ハ三月十七日ヨリ吳海兵團内ニ
 於テ事務ヲ開始セリ
 追テ當隊宛郵便物ハ當分ノ間吳海兵團池田部隊宛送
 附相成度
 ○事務所移轉
 高雄海兵團事務所ハ三月八日高雄市廊後高雄海兵團ニ

移轉セリ

○事務所撤去
第二〇號海防艦艇裝具事務所ハ三月十一日之ヲ撤去セリ

第二一六設警隊（舊稱第四海軍施設部増強第一部隊）
設立事務所ハ三月十四日之ヲ撤去セリ
追テ郵便物ハ横須賀局氣付ツ九三ツ參六八宛送付相成度

第二一七設警隊（舊稱第四海軍施設部増強第三部隊）
設立事務所ハ三月十八日之ヲ撤去セリ
追テ郵便物ハ横須賀局氣付ツ一〇二ツ三六九宛送付相成度

○正誤
三月十九日附海軍公報（部内限）第四千六百四十三號
三七六頁下段中「專賣局技師堀田耕太」ノ辭令文取消
○本日普通公報發行セズ

0419

海軍公報

(部内限) 第四千六百四十八號

昭和十九年三月二十四日(金)

海軍大臣官房

○通牒

官房人機密第六六七號

昭和十九年三月二十三日

海軍次官事務取扱

各鎮守府司令長官
各警備府司令長官
各艦隊司令長官 殿

帝國在郷軍人會國土防衛協力要領ノ件申進

首題ノ件ニ關シ陸軍省ト協議ノ上自今左記要領ニ依ル
コトト定メラレ候

追テ本件ノ行使ニ方リテハ陸軍ト密接ナル連絡ヲ圖
ルト共ニ之ガ運用ニ充分ノ注意ヲ拂フ様致度

記

帝國在郷軍人會國土防衛協力要領

第一條 帝國在郷軍人會令第六條ニ依リ帝國在郷軍人
會(以下軍人會ト稱ス)ヲ防衛ニ協力セシムルニ方
リテハ本要領ニ準據スルモノトス

第二條 軍人會ヲ防衛ニ協力セシムルハ情況急迫セル
カ又ハ突發事象發生セシ時等防衛上眞ニ必要ナル場
合トス

第三條 軍人會ヲ防衛ニ協力セシムルニハ同會ニ於テ
編成セル帝國在郷軍人會防衛隊(以下防衛隊ト稱
ス)ヲシテ軍隊指揮官指示ノ下ニ概ネ左ノ各號ノ如
キ任務ニ充ツルモノトス

一 軍隊ノ配置セラレアル地域(特設部隊ヲ含ム)
ニ在リテハ軍隊ノ行フ警備ヲ容易ナラシムル如ク
主トシテ情報蒐集、警戒監視、連絡、工事、補給
及衛生ノ援助等軍ノ警備ニ附隨シテ其ノ補助ニ任
ス

二 軍隊ノ配置セラレアラサル地域ニ在リテハ主ト
シテ軍隊ノ到着迄對敵行動ノ主體トナリ必要ナル
警備ニ任ス

第四條 鎮守府司令長官、警備府司令長官又ハ艦隊司
令長官ハ關係軍司令官ト協議ノ上防衛隊ヲ配置スヘ
キ地域、防衛隊ノ編成及協力ヲ求ムル時期ノ基準ニ

(限 内 部)

海軍公報(部内限) 第四千六百四十八號

昭和十九年三月二十四日

四〇一

0420

付海軍大臣ノ認可ヲ受ケ關係部下部隊ノ長ニ防衛隊ノ配屬及其ノ服務等ニ關シ必要ナル事項ヲ示達スルモノトス

鎮守府司令長官、警備府司令長官又ハ艦隊司令長官ハ前項ニ關シ必要ナル事項ヲ所管内軍人會聯合支部長ニ指示ス

第五條 防衛隊ハ軍人會團體長關係海軍部隊ノ長ノ指示ニ基キ豫メ之ヲ編成シ置キ爾後防衛隊ニ直接指示ヲ與フル軍隊指揮官(以下所屬軍隊指揮官ト稱ス)ノ指示ニ依リ行動スルモノトス

第六條 第四條ノ規定ニ依リ示達ヲ受ケタル部隊ノ長ハ所屬長官ノ認可ヲ受ケ防衛隊ノ所屬軍隊指揮官、防衛隊ノ任務其ノ他必要ナル事項ヲ關係軍人會團體長ニ指示ス

防衛隊長ハ所屬軍隊指揮官竝ニ關係軍人會團體長ノ指示ニ基キ防衛隊服務要領ノ細部ヲ規定ス

第七條 所屬軍隊指揮官等防衛隊ニ指示シ之ヲ防衛ニ服務センメタル場合ハ適時順序ヲ經テ其ノ旨海軍大臣ニ報告スルモノトス

第八條 陸軍防衛擔任區域内ニ在ル海軍部隊ニシテ其ノ指示ニ依リ行動スル防衛隊ヲ必要トスル時ハ豫メ

當該部隊ノ所屬長官ハ該地防衛擔任ノ軍司令官ト協議シ防衛隊ノ兵力、指示關係等所要ノ事項ヲ決定スルモノトス

第九條 防衛隊ハ其ノ服務地附近居住ノ軍人會會員(軍ノ直接實施シアル業務ニ從事シアル者ヲ除ク)中防衛隊員タルコトヲ志願スル者ヲ以テ編成シ編成擔任者タル軍人會團體長ハ其ノ編制ヲ所屬軍隊指揮官ニ通報スルモノトス

第十條 防衛隊ノ編成ハ通常陸戰隊ノ編制ニ準シ概ネ大隊以下ノ人員ヲ有セシムルヲ以テ基準トスルモ能ク用途ニ應ズル如ク決定ス又其ノ部隊ノ名稱ハ郡、市町村名等地名ヲ冠スルモノトス

第十一條 防衛隊ハ對敵行動時ニ限リ狀況ニ適應スル物ヲ以テ兵器ニ代フルモノトス

第十二條 防衛隊員ハ左腕ニ「防衛」ノ二字ヲ黒書セル白布ヲ附シ隊員タルコトヲ表示スルモノトス

第十三條 防衛隊ノ訓練ハ所屬軍隊指揮官ノ豫メ指示セル所ニ依リ軍人會ニ於テ行フ本則トスルモ必要ニ依リ軍自ラ行フコトアリ
訓練時銃器代用トシテ竹槍等ヲ使用セシムルコトヲ

得
訓練ニ方リテハ總動員の見地ニ基キ生産等ニ及ホス
影響等ヲ充分考慮スルモノトス
第十四條 防衛隊及同隊員ノ取扱左ノ如シ

- 一 防衛隊員ノ志願期間ハ通常一ケ年トシ又引續キ
志願スルコトヲ得
防衛隊員タルニ適セサル者ハ所屬軍隊指揮官之ヲ編
成擔任者タル軍人會團體長ニ通報シ處置セシムルモ
ノトス
- 二 防衛隊防衛服務中(軍自ラ行フ訓練ノ場合ヲ含
ム)ノ給與ハ別ニ指示スル所ニ依ル
- 三 防衛隊防衛服務中(軍自ラ行フ訓練ノ場合ヲ含
ム)勤務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ
ノ處理ハ別ニ指示スル所ニ依ル
- 四 防衛隊員タルノ故ヲ以テ召集ヲ免除サルルコト
ナク又徵用ヲ免除セラレサルヲ本則トス
- 五 防衛隊員ハ第二條該當時活動ヲ豫期セラルル警
防團其ノ他ノ團員タルコトヲ得ス

○表彰

海軍大佐 鬼東 鐵夫
右者多年海軍ノ武道及體操ニ關スル研究ニ從事シ帝國
海軍體育體系ヲ確立シ且之ヲ指導普及ニ盡瘁セル功績
洵ニ大ナリ仍テ銀杯一組ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

海軍中佐 堀内 豊秋
右者多年海軍體操ノ改正竝ニ之ヲ指導普及ニ盡瘁シ體
位ノ向上ニ顯著ナル實績ヲ收メタルハ帝國海軍ニ貢獻
セル所洵ニ大ナリ仍テ銀杯一箇ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰
ス

海軍少佐 棚田 次雄
右者帝國海軍航空體育ノ研究ニ從事シ其ノ體育體系ヲ
樹立シ且之ヲ指導普及ニ盡瘁セル功績洵ニ大ナリ仍テ
銀杯一箇ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス
昭和十九年三月九日
海軍大臣

○辭令

(各通)
海軍主計中尉 小島 健二
同 大橋 弘利
第一課兼第二課勤務ヲ命ス(海軍省人事局)

○ 雜 款

○ 門司港ニ於テ繼送ヲ要スル物件其ノ他着驛指定ニ關スル件

門司港ヲ經由シ各地向ケノ物件竝ニ人員輸送ニ關シ之ガ着驛適切ナラザル爲種々手達ヒヲ生シタル事例尠カラザルニ鑑ミ自今門司支部ト直接連絡ノ上着驛ヲ決定セル場合ノ外着驛ヲ(車扱、小口扱客車便人員輸送共)全部門司港トシ同驛到着後必要ニ依リ輸送ヲナシタル場合ノ費用ハ日本通運株式會社ヲシテ發送應ニ請求セシムルコトニ致シ度候條可然了知相成度

(吳海軍運輸部)

○ 開隊

松山海軍航空隊宇和島分遣隊ハ三月十五日愛媛縣宇和島市日振新田ニ開隊セリ

○ 事務開始

申良海軍航空隊(假稱)設立準備員事務所ハ三月十七日肝屬郡申良町ニ於テ事務ヲ開始セリ

○ 派遣隊復歸

第五五三海軍航空隊佐伯派遣隊ハ三月十三日撤收シ福岡縣築上郡築城村築城航空基地ニ復歸セリ

○ 電話番号變更

廣島海軍監督官事務所ノ電話番号ヲ來三月二十五日ヨリ左ノ通變更ス

廣島中局

第六六一〇番
第六六一一番
第六六一二番
第六六一三番
第六六一四番

(代表)

○ 本日普通公報發行セズ

海軍公報

(部内限) 第四千六百四十九號

海軍大臣官房

昭和十九年三月二十五日(土)

○令 達

官房經第二四九號

昭和二年官房第一〇八九號中「日額 一圓五十五錢」

同「日額 一圓八十錢」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年三月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス
昭和十九年三月二十四日

海軍大臣

(参照) 海軍會計法規類集三卷六五三頁

○通 牒

兵備三機密第三〇四號ノ二

昭和十九年三月二十三日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

船舶徵備授受時提出書類省略ニ關スル件
通牒

徵備船舶ノ授受ニ當リ徵備船舶授受規程第八條所定ニ依ル船舶主側ヨリ提出セシムベキ書類中第二様式ニ依ル艤裝品目錄同備品目錄竝ニ要目簿、船體一般配置圖及同容積圖ヲ除ク青寫真類一切ハ事務簡捷上自今當分ノ間省略差支ナキコトニ定メラレ候

經給機密第四三號

昭和十九年三月二十三日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

戰地等ヲ飛行スル航空機搭乗員ノ給與ニ關スル件通牒

本邦(南島、新南群島及南洋群島ヲ除ク)ニ在ル海軍航空隊及特設海軍飛行隊(昭和十六年官房機密第一二六三九號第一項第一號乃至第二號ニ該當スルモノヲ除ク)ノ職員ニシテ搭乗配置ニ在ルモノ對敵ノ行動ヲ

海軍公報(部内限) 第四千六百四十九號

昭和十九年三月二十五日

四〇五

0424

取ル爲海軍戰時特例給與規則第一條ニ掲グル地域(以下戰地ト稱ス)上空ヲ飛行シタルトキハ戰地ニ着陸又ハ着水セザル場合ト雖モ戰地ニ向ケ出發シタル日ヨリ戰地外ニ歸着シタル日迄ノ期間戰地ニ一時往復シタルモノトシテ戰時増俸(海軍戰時給與規則第二條第一項ノ額)及派遣手當(昭和十二年勅令第四百三十五號別表ノ半額)ヲ支給スルコトニ取扱ヲ一定ス
前項ニ該當スル海軍航空隊及特設海軍飛行隊ノ職員ニシテ搭乘配置ニ在ルモノ對敵ノ行動ヲ取ル爲樺太、千島諸島又ハ小笠原諸島ニ飛行シ着陸又ハ着水シタル場合ニ於テハ該地域ニ在ル期間當該地域ニ在ル各部ニ付定メラレタル戰時増俸ヲ支給スルモノトス

(參照) 海軍機密會計法規集二一〇頁

○ 辭 令

○昭和十九年三月一日

任海軍技手
給五級俸

石川 勲

- 第十二海軍軍用郵便所長ヲ命ス 通信事務官 興石 義兼
- 通信書記補 福田 政信
- 第十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス 遞信局事務官 長島 柳吉
- 第三十四海軍軍用郵便所長ヲ命ス 通信院事務官 中埜 修介
- 第四十三海軍軍用郵便所長ヲ命ス(以上三十九海軍省) 海軍技手 石川 勲
- 横須賀海軍工廠勤務ヲ命ス(三三同) 通信事務官 神 直一
- 第十海軍軍用郵便所長ヲ命ス(三三同) 通信手 上村 幸男
- 第二十八海軍軍用郵便所員ヲ命ス 通信書記補 藤崎 博人
- 第一海軍軍用郵便所員ヲ命ス 事務員 岡山 靜香
- 第一海軍軍用郵便所員ヲ命ス 但シ身分ノ取扱ハ雇員トス 事務員 山本 總平
- (各通) 集配員 藤吉 一男
- 第六海軍軍用郵便所員ヲ命ス

0425

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス

通信書記

安藤 清

同 吉田 猪一郎

同 湯川 恒三郎

同 坂口 正二

同 小笠原 正實

同 奥村 與平治

同 梶田 金太郎

同 中原 常雄

第二十九海軍軍用郵便所員ヲ命ス

通信書記補

中島 一一

同 鈴木 勇

同 中本 義一

同 習田 健二

同 福田 孝

同 榊田 利亨

同 佐川 要三

同 佐野 正珍

同 中村 進

同 尾崎 萬喜藏

同 濱田 義治

(各通)

第二十九海軍軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス

同 川崎 俊二

同 肥田 喜一

同 岡 操

同 井上 龜一郎

同 長坂 輝吉

同 石谷 暢久

同 川島 三男

同 松田 林

同 石村 吉松

同 辻井 榮藏

同 辻中 捨松

同 石出 精一

同 石谷 暢久

同 川島 三男

同 松田 林

同 石村 吉松

同 辻井 榮藏

同 辻中 捨松

同 石出 精一

(各通)

佐世保海軍運輸部附ヲ命ス

遞信局技手

線路工員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

海軍公報(部内限) 第四千六百四十九號

昭和十九年三月二十五日

四〇七

0426

線路工員 林 恒平
 同 高柳 敏雄
 機械工員 澁谷 八三男
 第四艦隊司令部附ヲ免ス(以上十八日同)

(各通) 六拾五圓 猪爪 敏雄
 五拾五圓 阿部 敏雄

海軍省人事局事務ヲ囑託ス

但シ報酬月額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限判任官
 ヲ以テ待遇セラル(海軍省人事局)

海軍主計大尉 丹羽 雅太郎
 昭和十八年官房機密第七六七號ニ依ル海軍練習聯合航空總隊ニ於テ要スル研究費支拂ノ爲學藝技術獎勵金分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中尉 東條 光夫
 同右分任出納官吏ヲ免ス(海軍省經理局長)

○ 雜 款

○ 感狀授與通知
 自昭和十七年二月二十日 期間軍艦千歳ニ勤務セル者ニ對シ
 至同年三月十日
 左ニ依リ履歴記註相成度

昭十七年二月蘭印部隊第三航空部隊ニ屬シ「スラバヤ」攻略作戰ニ參加シタル功績ニ對シ聯合艦隊司令長官ヨリ部隊感狀授與セラル

自昭和十七年九月一日 期間軍艦千歳ニ勤務セル者ニ對シ左ニ依リ履歴記註相成度

昭和十八年八月下旬外南洋部隊水上航空部隊ニ屬シ「シヨートランド」島ニ進出「ガダルカナル」島方面作戰ニ參加シタル功績ニ對シ聯合艦隊司令長官ヨリ部隊感狀授與セラル

(軍 艦 千 歳)

○ 開 隊
 大村海軍航空隊諫早分遣隊ハ三月十五日長崎縣諫早市小野島町ニ開隊セリ

下車驛 島原線小野驛一軒(徒步約十分)
 長崎本線諫早驛ヨリ約五軒(徒步一時間)

出水海軍航空隊國分分遣隊ハ三月十五日鹿兒島縣始良郡東國分村ニ開隊セリ

○ 旅行順路
 出水海軍航空隊國分分遣隊ヨリ旅行シ又ハ之ニ旅行ス

0427

ル者ノ順路ハ日豊本線國分驛ヲ起終點トス(國分驛分遣隊間徒歩約二十分)

(出水海軍航空隊國分分遣隊)

○事務引繼

在富山海軍監督官事務所資金前渡官吏三月一日附事務引繼ヲ了ス

前任 海軍大佐 藤田 精一
後任 海軍主計大尉 江波 武太郎

○事務開始

第二二六設營隊ハ三月九日佐世保施設部内ニ於テ事務ヲ開始セリ

電話佐鎮交換 二六五二番

山形地方海軍人事部設立準備委員事務所ハ三月十五日山形市香澄町山形縣教育會館新館内ニ於テ事務ヲ開始セリ

第二十三魚雷艇隊ハ三月十五日佐世防備隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○本部移轉

第三〇二海軍航空隊ハ三月二十日日本部ヲ横須賀市元海光會跡へ移轉セリ

追テ郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

神奈川縣横須賀市稻岡町 海軍小園部隊

○事務所撤去
第十一號海防艦艦裝具事務所ハ三月十五日之ヲ撤去セリ

○正誤

三月十六日附海軍公報(部内限)三六一頁令達欄「官房經機密第一四七號」ハ「官房經機密第二四七號」ノ、三月二十二日附海軍公報(部内限)通牒欄三九一頁上段教育第八二號本文中「追テ昭和十八年官房第七七七號決載……」ハ「追テ昭和十八年官房第七七四號決載……」ノ孰ノ誤

海軍公報(部内限)第四千六百四十九號

昭和十九年三月二十五日

四〇九

0428

陸上
軍
部

海軍公報 (部内限) 第四千六百五十號

昭和十九年三月二十七日(月)
海軍大臣官房

○令達

官房需第七五號

昭和十八年官房需第二〇九號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月二十五日

海軍大臣

別表第二中潛航時増加食ノ部清涼飲料ノ項換給品種量額ノ欄「粉末シロップ」六〇^gノ次ニ

「クワスノ素」八〇^gヲ加ヘ同項記事ノ欄ニ左ノ一號ヲ加フ

(3) クワスノ素ハ小麦粉、蕎麥粉、砂糖等ヲ原料ト

シ加工セル粉末一九瓦、砂糖五九・八瓦及酵母一。

二瓦ヲ配合セルモノトス(クワス(飲料)約〇・五立分)

(参照) 昭和十八年官房需第二〇九號(昭和一八、九、二八海軍公報(部内限)號外)

○通牒

海人第一一〇號

昭和十九年三月二十七日

海軍省人事局長

各廳長殿

從軍加算ニ關スル件通牒

昭和十七年四月一日以後帝國内(戰務甲加算ヲ爲サレアル地域ヲ除ク)及戰務乙加算ヲ爲サレアル地域ニ在ル海軍航空部隊ノ航空機搭乗員ニシテ戰務ニ從事シタルモノノ加算ニ關シテハ昭和十七年官房第五六〇五號ニ依ルノ外左記ノ通定メラレ候

記

一 加算セラルベキ戰務ノ範圍及加算區分

(イ) 航空機ニ乗ジ距岸五百哩ヲ超ユル外海洋上ニ出

動シ索敵、哨戒ニ從事シタルトキハ戰務甲トス

(ロ) 敵潜水艦攻撃ノ令ニ依リ航空機ニ乗ジ戰闘ニ從

海軍公報 (部内限) 第四千六百五十號

昭和十九年三月二十七日

四一一

0429

事シタルトキハ戰務甲トス(但シ交戦ニ至ラズシテ基地ニ歸投シタル場合ヲ除ク)

(ハ) 前二號ノ外航空機ニ乗ジ戰闘ニ從事シタルトキハ各其ノ地域ニ付定メラレタル加算區分ニ依ル

二 處理方法

(イ) 恩給關係

- (一) 航空戰務加算日誌(別紙様式)ヲ作成シ之ヲ恩給取扱手續ニ依ル航空勤務日誌ニ添附シ置クコト
- (二) 本人轉勤又ハ死亡ノトキハ航空戰務加算日誌ノ寫二通ヲ恩給取扱手續ニ依リ送付スル航空勤務日誌寫ニ添附スルコト
- (三) 既往ノ該當者ニ關シテハ調査ノ上(イ)號ニ依ル

(ロ) 敍勳關係

航空戰務加算日誌ヲ作成シ轉勤又ハ死亡者ニ付テハ其ノ寫二通ヲ士官、豫備士官ニ在リテハ海軍省人事局長ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ之ヲ送付スルコト(此ノ場合送付添書ニ昭和十八年海人第一〇號ニ依リ送付スル旨明記ノコト)

(ハ) 履歷書記入方
 敍勳其中ノ際添附スル履歷書ノ加算欄行先地名ハ概括的ニ例ヘバ「太平洋方面」「南支方面」等ノ如ク記載スルコト
 履歷書丙號ノ記入方ハ左ノ例ニ依ルコト(履歷表ノ記入方亦之ニ準ズ)

年 月 日	恩給年加(除)算事由	勤 務 處	加 算 期 間	加 算 月 數
自 昭和 18-4-1	航空勤務、戰務丁	何 航 空 隊	8	(恩) 15-0
至 18-11-30	但シ5、6月航空戰務甲			(勳) 12-0

(註) 上期期間航空勤務加算各月一月半(恩給加算ノミ)、戰務丁(加算各月一月)中5、6月航空戰務加算甲(一月=付三月)ノ場合ノ記入例トス

(別紙添)

0430

航本機密兵無線第二三二號

昭和十九年三月二十五日

海軍航空本部總務部長

海軍練習聯合航空總隊參謀長

第一、第二 海軍航空廠總務部長

第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百

海軍航空廠大分支廠長

海軍航空廠鹿屋支廠長

海軍工廠總務部長

練習航空隊航空機用無線兵器處理ニ關スル件照會(通信長主管航空)

一 今般練習航空隊兵器簿通信長主管(航空)ヨリ航空機用無線兵器ノ定數全部ヲ削除シ同隊現有(定數外供給ヲ含ム)ノ前記兵器ヲ海軍練習航空總隊司令部(以下總隊司令部ト略稱ス)ニ供給替ノコトト相成之ガ處理ニ關シテハ左記ニ依ルコトト相成候條可然取計相成度
追テ總隊司令部兵器簿通信長主管(航空)ハ近ク

制定セラル、豫定ニ有之候

記

總隊司令部及練習航空隊各兵備品取扱主任ハ昭和十八年九月二十八日官房經第一〇三二號海軍兵備品會計規程戰時特例(昭和十八年九月二十八日海軍公報(部内限)參照)第三條及第五條ニ依リ兵備品取扱主任相互間ニ於テ書類上ノ手續ヲ行フト共ニ昭和十八年十一月航本第八四六九號(昭和十八年十一月一日海軍航空本部報參照)ニ依リ請求票又ハ供給票ノ寫一通ヲ第二海軍航空廠補給部整理係宛送付スルノ外同寫一通ヲ海軍航空本部第四部宛送付ス
二 總隊司令部兵備品取扱主任ハ練習航空隊ノ航空無線兵器配分決定セバ之ヲ海軍航空本部ニ通報サレ度
三 既訓令又ハ通牒ニ依リ練習航空隊ニ裝備スベキ航空無線兵器ハ工事ノミ施行スルモノトシ所要兵器ハ中央ヨリ何分ノ指示アル迄供給ヲ中止シ供給指示アリタル場合供給票ハ總隊司令部兵備品取扱主任宛トシ記事欄ニ何々航空隊用トシテ處理相成度
追テ本件ニ關シテハ特ニ訓令及通牒等ノ改正並供給應ヨリ第一海軍航空廠ヘノ保管轉換ハ通牒セラレザルニ付可然了知相成度

海軍公報(部内限)第四千六百五十號

昭和十九年三月二十七日

四一三

0431

○ 辭 令

○昭和十九年二月四日

南洋廳氣象臺技手 矢萩 淳爾

兼任海軍技手

○昭和十九年二月二十一日

富永 寛雄

任海軍書記

給十級俸

(各通) 千八百貳拾圓 土谷 鐵美

千四百七拾圓

馬場 猛雄

徵用中年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限委任官待遇トス(昭和十八年海軍令)

香川 新

徵用中年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(昭和十八年同)

參千五拾圓

木本 佳房

貳千參百圓

加藤 榮一

(各通) 貳千五百五拾圓

大橋 耕平

貳千拾圓

楠城 寛治

貳千拾圓

武内 勝

徵用中年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限委任官待遇トス(昭和同)

海軍技手 矢萩 淳爾

第四氣象隊附ヲ命ス(昭和同)

海軍書記 富永 寛雄

第二百二海軍病院附ヲ命ス(昭和同)

海軍軍醫大佐 木村 正雄

海軍豫備員候補者採用試験委員ヲ命ス

海軍豫備練習生採用身體検査委員ヲ命ス

海軍豫備學生採用身體検査委員ヲ命ス(昭和同)

陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ命ス

海軍技術少佐 北川 徹三

陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ免ス

海軍技師 内山 正隆

千四百七拾圓

西村 英男

千參百圓

中村 祐

千參百圓

藤井 文雄

徵用中年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限委任官待遇トス

諸岡 新一

0432

第百二海軍施設
部附海軍技手

(各通)

第二十四海軍建設部附ヲ命ス

京免 豊作
山本 孝男
宗平 正省
田口 一次

(各通)

第二十五海軍建設部附ヲ命ス

高橋 昇
北原 陽
岡野 正藏
村松 幸平
福家 清
川口 武
笠原 彌助

(各通)

第二十六海軍建設部附ヲ命ス

越智 清美
小野 正良

第四海軍工作部附海軍技手

神垣 盛三

第三十海軍工作部附ヲ命ス

成田 芳造

第三聯合航空隊司令部附ヲ命ス

鈴木海軍航空隊附海軍技手

成田 芳造

通信事務官 寺井 豊藏

第二十八海軍軍用郵便所長ヲ免シ第二十九海軍軍用
郵便所長ヲ命ス

同 長谷川 忠治

第二十九海軍軍用郵便所長ヲ免シ第二十八海軍軍用
郵便所長兼第四南遣艦隊司令部附ヲ命ス

通信技手 吉田 静雄

(各通)

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術
廠支廠附ヲ免シ北東方面艦隊司令部附ヲ命ス

通信技手 高貫 政雄

(各通)

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術
廠支廠附ヲ免シ第三十海軍工作部附ヲ命ス

通信院技手 小副川 隼房

同 森田 慶三

同 松本 多助

同 同

同 佐脇 一郎

同 鈴木 正敏

同 北川 一夫

通信院技手 船木 伴幸

通信技手 水口 英佐久

岡田 孝吉

0433

海軍公報(部内限)第四千六百五十號

昭和十九年三月二十七日

四一五

通信技手 阿邊 清

同 大林 敏夫

同 玉梶 重雄

同 土井 善治郎

同 鷺崎 正千代

同 橘 祐郎

同 池田 政陽

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術廠支廠附ヲ免シ第四海軍工作部附ヲ命ス

遞信局技手 佐々木 仲男

通信技手 洞澤 達美

同 五十畑 進

同 香取 茂

同 三輪 康平

同 須江 貞夫

同 西村 米三郎

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術廠支廠附ヲ免シ第一海軍工作部附ヲ命ス

同 山崎 英男

遞信局技手 小林 直道

通信技手 諸星 博

(各通)

同 川畀 鐵太郎

同 黒岩 清收

遞信局技手 江刺 良吉

通信技手 齋藤 武夫

同 吉田 弘

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術廠支廠附ヲ免シ第二海軍工作部附ヲ命ス

同 遠藤 武夫

同 宮下 準營

同 谷 清

遞信局技手 安藤 二郎

通信技手 服部 義雄

同 杉岡 乘雄

東京海軍通信隊附兼海軍技術研究所附海軍航空技術廠支廠附ヲ免シ第三海軍工作部附ヲ命ス

同 小森 遊寛

同 行松 光雄

同 橋本 忠保

(各通)

大阪海軍施設部ニ配屬ス

同 第百二海軍施設部徴用員 齋藤 輝次

同 第二十四海軍建設部ニ配屬ス

0434

(各通) 同	萩原 東林	經理局長)	同	森 孝
同	星井 績	海防艦倉橋ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(海軍省)	同	後藤 宏
第二十五海軍建設部ニ配屬ス	齋藤 信三	同	同	同
同	萩原 勲	第二十六設營隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(海軍省)	海軍主計少尉	坂卷 和一
第二十六海軍建設部ニ配屬ス(以上海軍省)	加藤 匡夫	同	同	同
海軍主計中尉	安藤 恭	驅逐艦島風ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス	海軍主計大尉	佐藤 亮逸
同	宇佐美 勝	右同臨時分任出納官吏ヲ免ス(以上海軍省)	同	山本 常次郎
同	久保 卓也	海軍省經理局ニ於ケル事務ヲ囑託ス	同	同
(各通)	御巫 清尙	但シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(海軍省經理局)	同	同
同	西堀 正弘	第三課勤務ヲ命ス(海軍省軍需局)	海軍主計中尉	瀬尾 啓次郎
同	松本 和夫	第三課兼第一課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)	同	同
同	笹野 初雄	第二二六設營隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(海軍省)	海軍主計中尉	石津 久雄
第三部勤務ヲ命ス(海軍司令部)	小山田 隆	同	同	同
海軍中佐	小國 寛之輔	同	同	同

海軍公報(部内限) 第四百六百五十號

昭和十九年三月二十七日

四一七

○ 雜 款

○司令潜水艦變更

0435

第五十一潜水隊司令ハ三月十二日司令潜水艦ヲ呂號第百六潜水艦ニ變更セリ

第二三五設營隊事務所ハ三月二十日舞鶴市西區公文名海軍宿舍ニ移轉セリ

○旅行順路

第二美保海軍航空隊峰山分遣隊ニ旅行シ又ハ之ヨリ旅行スル者ノ順路ハ口大野驛ヲ終起點トス

○轉勤者赴任先

役務變更ニ依リ四月十五日迄ノ筑波海軍航空隊、築城海軍航空隊及同富高分遣隊ヘノ轉勤者ハ夫々左記ニ依リ赴任セシメラレ度

記

筑波 空 大分航空基地
(日豊線大分驛下車舊大分空)

築城 空 筑波海軍航空隊
(常盤線友部驛下車)

築城空富高分遣隊 富高航空基地
(日豊線富高驛下車)
(海軍練習聯合航空總隊司令部)

○事務所移轉

第九十二防空隊ハ三月十七日附横須賀海軍砲術學校内ニ移轉セリ
追テ當隊宛郵便物ハ横須賀海軍砲術學校氣付ニテ郵送相成度

○事務所移轉並ニ名稱改正

玉野海軍監督官事務所ヲ左記ニ移轉シ岡山海軍監督官事務所ト改稱來ル四月一日ヨリ新事務所ニテ事務ヲ開始ノ豫定ニ付同日以後到着見込ノ郵便物ハ新事務所宛送付相成度
追テ現事務所ハ其ノ儘存置シ玉野海軍監督官出張所ト呼稱ス

記

岡山市内山下參拾番地ノ(5)
電話岡山 六五〇〇番(元銀行集會所)

○監督官出張所設置

岡山海軍監督官事務所ハ左記ノ通夫々出張所ヲ設置セリ
玉野海軍監督官出張所(岡山縣玉野市玉拾番地 三井造船株式會社玉野造船所内)
電話玉野 一〇番(社内交換中繼)

水島海軍監督官出張所(岡山縣淺口郡連島町水島龜島新田 三菱重工業株式會社水島航空機製作所内)
電話倉敷 五九〇番(社内交換中繼)

○本日普通公報發行セズ

0436

航空戦務加算日誌 昭和

(別紙)

(註) 航空戦務ニ服シタル日ニ對シテハ加算區分ニ從ヒ「甲」(又ハ「乙」)ト記入スルコト

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	月 日	轄所
												1	
												2	
												3	
												4	
												5	
												6	
												7	
												8	
												9	(職)官
												10	
												11	
												12	
												13	
												14	
												15	
												16	
												17	
												18	名氏
												19	
												20	
												21	
												22	
												23	
												24	
												25	
												26	
												27	
												28	
												29	
												30	
												31	番人籍
												月加算	
												長所	
												印轄	
												記事	

(昭和十九年三月二十七日海軍公報(部内限))
海軍

0437